

第 11 回対策本部会議 議事録

1 開催日時 令和3年1月7日(木) 午後6時30分～午後7時15分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

3 出席者

本部長：市長

副本部長：両副市長

本部員：危機管理監、教育長、消防長、総務部長、企画部長、財務部長、市民経済部長、福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部次長、教育総務部長、生涯学習部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長

(事務局)

健康こども部、総務部

4 議題

(1) 法に基づく会議の位置付けについて

(2) 市の対応について

5 議題の概要

(1) 緊急事態宣言の発出に伴い、対策本部の位置付けを変更した。

(2) 市公共施設、イベント等への対応方針を決定した。また、市民への情報発信方法や新型コロナウイルス感染症対策事業について、確認を行った。

6 会議経過

(1) 法に基づく会議の位置付けについて

本部長：本日の緊急事態宣言発出により、新型コロナウイルスに関わる対策本部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部へ移行する。

(2) 市の対応について

本部長：市公共施設、イベント等への対応方針の基本方針案について、「①公共施設の利用は、原則、利用対象者を市民に限定するなど利用者数の制限や、夜間の開館時間などを制限して継続する。」「②市主催のイベント及び事業は、原則中止又は延期とする。ただし、相談事業、学校教育の一環で実施する事業、生活や社会・健康維持のために必要な事業、オンラインでの開催イベントなどについては実施する。」とした。

本部長：市民への情報発信については、20時以降の不要不急の外出自粛などを市ホームページや広報うらやす、防災無線、防犯パトカー等で行う。

本部長：市公共施設、イベント等への対応については、方針案のとおりとする。ただし、公民館等については、不要不急の活動を自粛していただくよう、利用者に改めて要請した上で開館すること。施設閉館は原則19時とする。

今後の感染状況によっては、施設を全面休止とすることも考えられるので、対応できるよう準備しておくこと。

本部長：新型コロナウイルス感染症対策事業について、新規事業と継続事業を取りまとめたので、市ホームページ等で市民にお知らせする。

本部長：市職員の対応について、本日より在宅勤務を実施している。車通勤についても継続していく。

また、市川保健所への職員派遣を1月12日から2月5日まで実施予定である。

本部長：今後状況が変わることが予想されるので、対応できるよう準備しておくこと。また、職員の健康管理について、十分気を付けること。

7 決定事項

- ・これまで任意で行ってきた新型コロナウイルスに関わる対策本部を、緊急事態宣言の発出により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部へ移行する。
- ・期間中の事業、イベントについて、「市公共施設、イベント等への対応方針（別紙）」のとおり決定する。なお、すべての施設は原則19時までに閉館とする。

- 市民への情報発信として、20 時以降の不要不急の外出自粛などを防災無線や防犯パトカー等で行う。
- 新型コロナウイルス感染症対策事業として、新たな事業とともに改めて継続している事業を取りまとめてお知らせする。
- 市職員の対応として、在宅勤務の実施、車通勤の継続するほか、市川保健所への職員派遣を実施する。